

## 公立大学法人福知山公立大学公告第3号

令和6年8月9日

公立大学法人福知山公立大学 理事長 川添 信介

公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条に規定する政令（施行令第5条）で定める基準（資本金額百億円以上または負債額が二百億円以上）に達していないことから、会計監査人による会計監査が義務付けられていない。しかし、本法人は財務諸表の真実性を高めるとともに監事監査の効率化を図るために、法第35条の規定に準じて会計監査を実施していることから、令和6事業年度における会計監査人を選定するにあたり、企画提案を募集する。

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

公立大学法人福知山公立大学会計監査業務

#### (2) 業務の内容

法第35条の規定に準じた法人の監査及びこれに付随する業務

#### (3) 契約期間

契約締結の日から、法第34条第1項の規定に基づく福知山市長の承認の日までとする。なお、法第39条に準じた解任等の特段の事情に準じる事由がない限り、令和7事業年度及び令和8事業年度についても再契約する方針である。

### 2 企画提案の参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第1項に規定する外国公認会計士を含む。）または監査法人であること。また、公認会計士法に基づき、財務諸表について監査をすることができない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国及び地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 近畿圏内に事務所を設置している者であること。

### 3 企画提案書等の提出

企画提案の参加希望者は、「公立大学法人福知山公立大学会計監査業務に係る企画提案募集要領」に基づき、企画提案書等を提出しなければならない。

#### (1) 提出期限

令和6年9月13日（金）午後5時まで

#### (2) 提出方法

8に定める提出場所に持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便その他到着を確認できる方法によることとし、提出期限内必着とする。

### 4 質問の受付

本企画提案に関する質問がある場合は、質問書を提出すること。

#### (1) 提出期限

令和6年8月27日（火）午後5時まで

#### (2) 提出方法

質問書（様式第1号）に質問事項を記載のうえ、8に定める連絡先に、電子メールにより提出すること。

#### (3) 回答

受付期間内に提出された質問に対する回答は、令和6年9月2日（月）までに質問者及び他の企画提案書の提出者に電子メールにて回答する。

### 5 選定方法

本企画提案に係る審査は公立大学法人福知山公立大学会計監査業務に係る会計監査人の選定委員会が行う。

### 6 審査項目及び配点

公立大学法人福知山公立大学会計監査業務に係る企画提案募集要領のとおり。

### 7 選定結果

選定の結果は、参加者全員に書面で通知する。

### 8 提出場所等連絡先

〒620-0886 京都府福知山市字堀 3370 番地

公立大学法人福知山公立大学 総務・財務課 財務・研究支援係

T E L : 0773-24-7100 F A X : 0773-24-7170

E-mail : zaimu■fukuchiyama.ac.jp

(※■は@と読み替えること。)